平成２６年（フ）第５４５号
広島市中区住吉町17番５―303号
債務者　白石　美保（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７４号
愛媛県上浮穴郡久万高原町久万244番地１
債務者　染次　操子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７１９号
福岡県太宰府市石坂１丁目６番22号
債務者　矢野　　敏
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８４４号
福岡県太宰府市吉松１丁目９番７号
債務者　才木　伸彦
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８９０号
福岡市博多区吉塚１丁目42番14号
債務者　本多喜久野
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８９２号
福岡市東区多々良２丁目21番35―105号
債務者　森山　正宏
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９０８号
福岡市東区千早３丁目２番353号
債務者　木村　順一
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９１８号
福岡県糸島市潤３丁目13番26号106
債務者　小路口満紀子（旧姓高森・安本）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２７５号
栃木県足利市大前町183番地　ハイツ渡良瀬103、前住所栃木県芳賀郡市貝町大字市塙1721番地４
債務者　藤村　崇史
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９５号
栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡440番地１
債務者　坂本　建一
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９９号
栃木県宇都宮市宝木本町1147番地67　ラフォーレ宝木弐番館201号室
債務者　新居　友子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６６７５号
東京都昭島市上川原町２丁目23―14―201
債務者　田中総一郎
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６７６号
東京都昭島市上川原町２丁目23―14―201
債務者　田中百合子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７３４号
東京都八王子市中野山王１丁目25―１―201
石田方
債務者　横尾日出子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７９３号
東京都大田区西蒲田４丁目26―11―102
債務者　宮崎　裕行
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７９８号
東京都足立区梅田５―28―14、住民票上の住所埼玉県さいたま市緑区東浦和４丁目12―15―405
債務者　那須　健三
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７９９号
東京都目黒区青葉台１丁目30―４―401、住民票上の住所千葉県市川市高谷２丁目21―３―401
債務者　伊藤　和宏
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部